平成２７年度

福島町水道事業水質検査計画

水道法施行規則第１５条により、福島町では毎事業年度開始前に水質検査計画を策定し、水道利用者に情報の提供をしてまいります。

平成２７年度の水質検査計画を策定しましたので、お知らせします。

１．水質検査計画とは

水道法施行規則により水道事業者は水源種別・過去の水質検査結果・水源周辺の状況などについて総合的に検討し、自らの判断により水質検査等の内容を定めた水質検査計画を作成し、毎事業年度の開始前に水道利用者に対して情報の提供をすることとなっています。

２．水質に関する基本方針

水質検査は、水質基準に適合していることを確認するためには不可欠なもので、水道水を供給するにあたり、安全性・信頼性を第一に考え実施するものです。

３．水道事業の概要

★給水状況（平成２５年度）

①　給　水　地　域　　福島町内(一部除く)
②　給　水　人　口　　４，５２６人
③　普　　及　　率　　９５．３０％
④　年間総配水量　　４８３，５２９㎥

★水源の種別

吉岡川水源　　吉岡川表流水
岩部川水源　　岩部川表流水

★浄水場の名称及び処理方法

美山浄水場　　緩速ろ過方式・塩素滅菌
岩部浄水場　　緩速ろ過方式・塩素滅菌

★使用薬品

次亜塩素酸ナトリウム

４．水源の状況及び原水・浄水の状況

吉岡川、岩部川とも上流部に工場や糞尿などを排出する施設等はありません。
融雪時期には色度が上昇する傾向にありますが、おおむね良好と言えます。（別表１）
浄水については水質基準をすべて満たし、安全な水と言えます。

５．採水場所について

福島町の配水は、吉岡地区(美山浄水場)と福島地区(岩部浄水場)の２系統があり、各系統の代表する給水栓とします。

★浄　水

吉岡地区	福島町字吉岡	吉岡小学校
吉岡地区	福島町字館崎	吉岡分遣所
福島地区	福島町字福島	福島町役場
福島地区	福島町字岩部	岩部生活改善センター
福島地区	福島町字千軒	福島町農村活性化センター

６．水質検査項目と検査頻度について

①　１日１回以上行う、色・濁り・塩素の残留効果に関する検査

４．に定めた給水栓で毎日検査を行います。

②　水質基準に関する検査

浄水の水質検査は毎月実施し、厚生労働省令第１４２号及び過去３年間の水質検査結果の条件により（別表２）を基に水質検査頻度及び回数を設定し検査を実施します。

原水の水質検査は年１回実施し、水質基準の内、（別表２）の基９，基２０～基３０（消毒副生成物）及び基４７の味を除く３９項目を実施します。

③　水質検査頻度

過去３年間における検査結果を基に（別表３及び別表４）検査頻度、検査設定理由を明記し計画的に水質検査を実施して行きます。（別表５及び別表６）

④　その他検査項目

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、必要回数検査を行います。（別表７）

７．臨時水質検査について

臨時の水質検査は、次のような場合に行います。

（水質の状況によって検査項目を選びます。）

①　水源の水質が著しく悪化したとき。

②　水源に異常があったとき。

③　水源付近の給水区域及びその周辺で消化器系感染症が流行しているとき。

④　給水家庭に異常があったとき。

⑤　水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。

８．水質検査方法

①　１日１回以上の『色・濁り・消毒の残留効果』に関する検査については、建設課水道グループの職員が実施します。

②　定期及び臨時の水質検査については、水道法第２０条第３項に定める水質検査機関に委託します。

９．水質検査計画及び検査の結果の公表

水質検査計画は毎年作成し、役場建設課窓口及び町ホームページ上で公表します。また、水質検査結果についても、町ホームページ上で公表します。

なお、水質検査計画については、毎年見直しを行い、状況に応じて改正します。

10．水質検査結果の評価

水質基準は水道水を満たすべき水質上の要件であり、水道水すべてについて満たされる必要があります。

水質検査の評価は項目ごとに行い、基準を超えている場合は直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保します。